

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公表番号】特表2019-510060(P2019-510060A)

【公表日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-014

【出願番号】特願2018-551299(P2018-551299)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/185	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/72	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	36/185	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 K	31/352	
A 6 1 K	31/05	
A 6 1 K	47/06	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	9/72	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

炎症性腸疾患(ＩＢＤ)の少なくとも一の症状の治療、緩和または軽減に用いるための植物由来組成物であって、前記組成物が少なくとも一のカンナビノイドおよび少なくとも一のテルペンを含み、前記組成物が、

(1) 約16乃至24%(w/w)のテトラヒドロカンナビノール(THC)、最大約3%(w/w)のカンナビジオール(CBD)、および、任意選択的に最大約1%(w/w)のカンナビノール(CBN)を含むカンナビス植物材料；

(2) 約14乃至24%(w/w)のCBD、最大約4%(w/w)のTHC、および、任意選択的に最大約1%(w/w)のCBNを含むカンナビス植物材料；および

(3) T H C および C B D を実質的に等しい量で含む、または、T H C : C B D 比が約 1 : 1 であるカンナビス植物材料
の少なくとも一つを含むことを特徴とする組成物。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の組成物において、前記カンナビス植物材料が、油抽出物または乾燥植物材料の形態であることを特徴とする組成物。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の組成物において、T H C および C B D を実質的に等しい量で含む組成物が、約 6 乃至 14 % (w / w) の T H C および 6 乃至 16 % (w / w) の C B D を含むことを特徴とする組成物。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 の何れか 1 項に記載の組成物において、経口投与、または、喫煙、吸入もしくは気化を介した投与に適した剤形であることを特徴とする組成物。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の組成物において、少なくとも一の I B D の治療のための薬物をさらに含むことを特徴とする組成物。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の組成物において、I B D の少なくとも一の症状の治療、緩和または軽減が、

(a) 疾患活動指數 (D A I) によるスコアの少なくとも一の軽減、
(b) クローン病の単純内視鏡スコア (S E S - C D)、
(c) 血液および / または糞便試料中の炎症マーカーのレベル、
(d) 体重、痛みの自己申告、腸の動きおよび生活の質の少なくとも一の改善
の少なくとも一を測定するステップを具えることを特徴とする組成物。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の組成物において、前記 I B D がクローン病または大腸炎であることを特徴とする組成物。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の組成物において、約 16 乃至 24 % (w / w) の T H C および最大約 3 % (w / w) の C B D を含む前記カンナビス植物材料が、乾燥植物材料またはその油抽出物の形態で、本明細書で指定された E r e z 、 A l a s k a 、 E r a n - A l m o g 、 D o r i t 、 O m e r 、 S h i r a 、 O r 、 Z o h a r 、 B a r a k 、 T a l または J a s m i n e の少なくとも一のカンナビス株に由来することを特徴とする組成物。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の組成物において、約 14 乃至 24 % (w / w) の C B D および最大約 4 % (w / w) の T H C を含む前記カンナビス植物材料が、乾燥植物材料またはその油抽出物の形態で、本明細書で指定された A v i d e k e l または R e p h a e l の少なくとも一のカンナビス株に由来することを特徴とする組成物。

【請求項 10】

請求項 1 又は 3 に記載の組成物において、T H C および C B D を実質的に等しい量で含む、または、T H C : C B D 比が約 1 : 1 である前記カンナビス植物材料が、乾燥植物材料またはその油抽出物の形態で、本明細書で指定された M i d n i g h t 、 E l n a または M a n g o の少なくとも一のカンナビス株に由来することを特徴とする組成物。

【請求項 11】

請求項 8 に記載の組成物において、前記カンナビス植物材料が、喫煙、吸入もしくは気化またはそれらの組み合わせで投与される乾燥植物材料の形態で、本明細書で E r e z と指定されるカンナビス株に由来することを特徴とする組成物。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の組成物において、大腸炎の少なくとも一の症状の治療、緩和または軽減に用いるためのものであることを特徴とする組成物。

【請求項 1 3】

請求項 9 に記載の組成物において、前記カンナビス植物材料が、経口投与される油抽出物の形態で、本明細書で Avidekel と指定されるカンナビス株に由来することを特徴とする組成物。

【請求項 1 4】

請求項 1 3 に記載の組成物において、クローン病の少なくとも一の症状の治療、緩和または軽減に用いるためのものであることを特徴とする組成物。